

新型コロナウイルス感染に伴う電話診療による処方箋の発行について

1. 厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（2020年2月25日）に合わせ、当院では電話受診で処方箋を発行できる体制を行います。

【対象患者さん】

2. 慢性疾患等を有する定期受診患者さん（安定した状態で、服薬を継続されている患者さん）
3. ※主治医が「対面診療なしでこれまで処方されていた慢性疾患治療薬の処方を可能」と判断した場合に、電話診療で処方箋発行が可能となります。
※主治医が対面診療での病状確認が必要と判断した場合や新規のお薬がある場合、院内処方のお薬の場合については対象外となります。
※前回処方したお薬が残っている場合は、次回予約日までは処方できません。

病院から患者さんにお電話致します。

4. *****

【電話診療による処方箋発行の流れ】

- ①定期受診患者さんで、原則予約日当日までに病院から患者さんにご連絡致します。
 - ②主治医が処方可能と判断した場合、次回予約日を決めてその日までの処方箋を発行します。その際希望する薬局をお伝えください。
 - ③受け取り希望の薬局へ、当院より処方箋をFAXさせていただきます。
FAX後、患者さんご本人へお電話にてご連絡させていただきます。
希望された薬局で、4日以内にお受け取りをお願いいたします。
※必ず病院からの、FAX送信連絡後に薬局にお受け取りに伺ってください。
- ※②で主治医が処方不可（対面診療が必要）と判断した場合は、申し訳ありませんが、お電話での処方箋発行はできません。
来院いただき、診察を受けていただきますようお願いいたします

※電話診察による処方箋の発行については、診察料と処方箋発行料がかかります。